

◎新潟県告示第303号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	飯岡山崎1463番ほか20筆 6.2ha
関川村	1者	金丸73番3ほか23筆 3.1ha
新潟市	5者	秋葉区市之瀬下中田926番1ほか21筆 1.5ha
阿賀町	1者	鹿瀬寺ノ原3465番1ほか7筆 0.4ha
長岡市	1者	芹川町千分157番ほか1筆 0.2ha
見附市	2者	今町越後塚2240番1ほか22筆 4.1ha
小千谷市	1者	蕨生中原丙1415番2ほか2筆 0.2ha
南魚沼市	2者	茗荷沢大柳6番2ほか50筆 6.7ha
柏崎市	4者	田屋菅田1046番1ほか13筆 0.5ha
上越市	2者	東京田六反田8番ほか31筆 3.9ha
佐渡市	4者	三瀬川荊尾23番ほか20筆 3.3ha
合計	24者	221筆 30.1ha

2 申請年月日

令和元年7月31日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。